

## (仮称) 吹田市立教育・保育施設条例(案)の骨子

### 1 背景

本市の子ども・子育て支援事業計画に基づき、3歳以上で保育が必要な児童（2号認定子ども）のうち幼稚園利用を希望する児童と、3歳未満の児童のみを対象とする小規模保育事業（子ども・子育て支援新制度で新しく認可事業となる小規模な保育施設において保育を行う事業）を終了した児童の保育を行うため、既存の公立幼稚園を3歳以上の児童を対象とする幼稚園型認定こども園に移行します。

認定こども園への移行予定園の選定については、各地域の保育ニーズに加え、偏った配置とならないよう地域バランスを考える必要があります。また、各園の保育室の保有数と設置場所等の条件についても勘案し、選定します。

以上のことから、3歳児保育を行う余裕があると判断した下記の園を選定しました。開園年次については施設改修の工事期間や併設の小学校との調整期間等から検討を行いました。

対象幼稚園			
吹田第一幼稚園	岸部第一幼稚園	豊津第一幼稚園	吹田南幼稚園
千里第二幼稚園	山田第一幼稚園	山田第三幼稚園	佐竹台幼稚園

うち、佐竹台幼稚園は平成28年度（2016年度）移行予定とし、その他の園につきましては、平成29年度（2017年度）以降順次移行を進める予定です。

### 2 趣旨

平成27年（2015年）4月1日に開始した子ども・子育て支援新制度において、認定こども園、幼稚園及び保育所は、子どもの年齢や親の就労状況などに応じた多様な支援を行うことができるよう、教育・保育施設という同種の施設として位置付けられました。これに伴い、吹田市立の認定こども園、幼稚園及び保育所についても、教育・保育施設として一元的に管理することが望ましいと判断し、吹田市立の教育・保育施設の設置・管理について定める新たな条例を制定するものです。

### 3 (仮称) 吹田市立教育・保育施設条例(案)

- (1) この条例の題名は、吹田市立教育・保育施設条例とします。
- (2) 認定こども園に移行する園の名称及び所在地を定めます。
- (3) 現行の吹田市立保育所条例を廃止し、また、現行の吹田市立学校条例から幼稚園を削除する改正を行い、保育所及び認定こども園へ移行する幼稚園を除く幼稚園の名称及び所在地をそれぞれ定めます。
- (4) この条例の施行期日は平成28年4月1日とします。